

適切な事業所運営について

さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課審査指定係

各種届出について

- ▶ 事業所運営開始後、人員や運営規定等に変更があった場合は、変更届の提出が必要になりますが、変更があったにもかかわらず届出書が未提出であったり、提出期日の守られていない届出が見られます。
- ▶ 改めて各種届出書の届出方法についてお示しするので、ご確認お願いいたします。

届出の種類

- ▶ 変更届
- ▶ 体制届
- ▶ 廃止・休止・再開届

今回は提出頻度の高い上記の届出方法についてご説明します。

変更届

- ▶ 変更届の提出は、変更があった日から**10日以内**となっております。（事前の提出も可）
- ▶ ただし、**事業所の名称や所在地の変更等**については**事前に障害支援課へ相談の上、変更のある前月10日までの提出**が必要です。
- ▶ 職員の入れ替わりが頻繁に起こることもあるかと思いますが、変更届につきましてはその都度提出していただく必要があります。
- ▶ 変更があった事項及びその内容に応じて添付していただく書類が異なりますので、必ず「**変更届添付書類一覧**」をご確認ください。

体制届

- ▶ 新たに加算を算定する場合や、加算の区分が上がる場合につきましては、利用者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。
- ▶ 処遇改善加算、特定処遇改善加算については、加算を算定する前々月の末日までに体制届及び処遇改善計画書を提出していただく必要があります。
- ▶ 加算をなくす、加算の区分を下げる場合は、速やかに体制届を提出してください。(加算の要件を満たさなくなった事実が発生した日から加算の算定はできません。)

廃止・休止・再開の届出

- ▶ 事業を休止又は廃止するときは**1か月前**までに「廃止・休止・再開届出書」を提出してください。事業を廃止又は休止する場合は、他事業所の利用を案内する等、利用者の継続的なサービス提供のための便宜提供を行うことが義務付けられています。
- ▶ 事業を再開したときは、**事前に障害支援課へ相談の上、再開後10日以内**に「廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

チェックリストの添付

- ▶ 昨年度の集団指導資料にも掲載してありますが、適切な人員配置がなされていない事案や体制が整っていないにも関わらず加算の算定をしていた等の事案が発生しています。そのため、変更届を提出する際に、人員配置は適切であるか、加算の算定状況は誤っていないか等を確認するチェックリストを併せて記入していただき、変更届に添付して提出していただくことを検討しております。
- ▶ チェックリストの様式や運用方法につきましては、別途お知らせいたします。

おわりに

- ▶ ご提出いただいた届出書につきましては、順次処理を行っておりますが、年度当初は各種変更が多いことから、事務処理が滞ってしまうこともあります。
- ▶ 各事業所様につきましては事業所運営でお忙しいところ、急な照会や依頼などにご対応いただきありがとうございます。今後もより良い障害福祉サービスが提供できるよう、ご協力をお願いいたします。